

令和7年第3回 松野町議会定例会議事日程 第1号

令和7年9月9日（火）午前9時30分開議

1 開 会 宣 言（ ）

2 町長議会招集挨拶

3 諸 般 事 項 報 告

4 開 議（ ）

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 番 議員 ・ 番 議員
2	—	会期の決定 月 日から 月 日までの 日間
3	—	一般質問 （2番、3番、5番、4番）
4	報告 7	松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
5	報告 8	松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
6	議案 58	松野町コミュニティバス運行条例の制定について
7	議案 59	令和7年度松野町一般会計補正予算（第3号）
8	議案 60	令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
9	議案 61	令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）
10	議案 62	令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
11	議案 63	令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
12	認定 1	令和6年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について
13	認定 2	令和6年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 4	認定 3	令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
1 5	認定 4	令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
1 6	認定 5	令和6年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
1 7	認定 6	令和6年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
1 8	認定 7	令和6年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

5 閉 議（ : ）

6 散 会（ : ）

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、
下記のとおり

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	久保田 忠
副 町 長	八十島 温 夫	建 設 環 境 課 長	井 上 靖
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	芝 吉 彦
総 務 課 長	小 西 亨	保 健 福 祉 課 長	山 崎 浩 司
防 災 安 全 課 長	谷 口 健 二	教 育 課 長	戎 秀 之
ふるさと創生課長	友 岡 純	吉 野 生 支 所 長	竹 葉 誠
農 林 振 興 課 長	中 井 和 彦	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸

議会閉会中の主要行事・事務等一覧表

松野町議会

月 日	内 容	場 所	出席者等
6月21日	森の国まつの応援団関東支部の集い	東京都	議長
6月23日	令和7年度広見川等をきれいにする協議会総会	鬼北町	議長
6月27日	松野町老人クラブ連合会総会	町内	議長
6月30日	令和7年度身体障害者福祉協議会総会	町内	議長
7月 2日	第36回四国西南サミット	八幡浜市	議長
7月 3日	予土線利用促進対策協議会総会	町内	議員
7月 4日	令和7年度愛媛県人権対策協議会・企業連合会松野支部総会	町内	議員
7月 4日	愛媛県人権教育協議会松野支部総会	町内	議員
7月16日	全員協議会	議場	
7月18日	第53回滑床自然休養林等保護管理協議会総会	愛南町	議長
7月19日	「ゆかたまつり」俳句表彰式	町内	議長
7月28日	全員協議会	議場	
7月28日	森の国夏祭り2025第2回実行委員会	町内	議長
8月 6日	第3回臨時会	議場	
8月 8日	令和7年度第1回町議会議員研修会	松山市	議員
8月15日	愛媛県戦没者追悼式	松山市	議長

8月21日	令和7年度しまんと流域道路整備促進協議会 総会	高知県 梼原町	議長
8月22日	愛媛県町村議会議長会第1回全員協議会	松山市	議長
9月1日	全員協議会	議場	
9月1日	議会運営委員会	議場	
9月7日	令和7年度愛媛県総合防災訓練	宇和島市	議長 副議長

令和 7 年 9 月松野町議会定例会日割表

◎ 会 期 令和 7 年 9 月 9 日（火）～ 9 月 1 9 日（金）〔 1 1 日間 〕

◎ 審議日程

月日	曜	時間	区 分	運 営 内 容
9 9	火	9:30	定例会招集 (第 1 日目)	◎一般質問 ◎令和 7 年度補正予算、令和 6 年度決算認定 他提出案件 提案理由説明、質疑、討論、採決、委員会付託
	10 水			
	11 木	9:00		◎総務常任委員会審査
	12 金	9:00		◎総務常任委員会審査
	13 土			【閉庁日】
	14 日			【閉庁日】
	15 月			【閉庁日】 敬老の日
	16 火			◎全員協議会（必要時）
	17 水			※委員長報告議長決裁日、議案書配布
	18 木			
	19 金	9:30	本会議 (第11日目)	◎委員会付託案件審査委員長報告、討論、採決 〔追加提案〕 ◎提案理由説明、質疑、討論、採決

一 般 質 問 表

令和7年第3回定例会

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
1 番 山石 恭助 [一問一答方式]	避難行動要支援者への災害避難支援について	1 避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられていると思いますが、作成状況はどうなっておりますか、お尋ねします。 2 地域の自主防災会や民生委員との情報共有や連携体制はどう整えられているか、お尋ねします。 3 全国的に個別避難計画の作成、避難訓練等が行われていると思いますが、課題をお伺いします。 4 行政として、避難困難者支援のさらなる実効性を高めるための今後の施策について、町長のお考えをお聞きます。
	DMOの現状と今後の方向性について	1 当初どのようなスケジュールでDMO化を目指していたのか、進捗状況はどうなっているのか、お尋ねします。 2 現時点で停滞しているようですが、その主な要因、課題はどこにあると分析されていますか、お伺いします。 3 今後の方向性、DMO構想の見返し再検討を行う意思はありませんか、町長にお伺いします。

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
2 番 芝 勇樹 [一問一答方式]	空き家対策について	1 空き家対策の現状と直近の変化について 2 移住希望者を受け入れるための体制強化について 3 事業や農業の拠点としての空き家活用について 4 人口減少対策としての空き家対策について
	旧南小学校の利活用について	1 旧南小学校の利活用問題の現状について 2 今後の方針について

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
3 番 大内 義昭 [一問一答方式]	自主防災会組織 について	1 設立の目的と人員構成・役割りはなにか 2 これまで実施された訓練や活動状況について 3 災害時に機能させるための課題や問題点はなにか、 今後の自主防災会に対する町の考えを問う。
	避難所・避難場 所について	1 避難場所と避難所の違いについて 2 町内各避難所の設備や備蓄品及び収容人数について の町の考えを問う。 3 町全体での防災訓練をする計画はないか。

通告者	質問事項	質 問 の 要 旨
4 番 山崎 匡 [一問一答方式]	特産農産物 桃・梅（米）支援 策について	1 深刻だった昨年のカメムシ被害の状況、今年の被害 状況、生産量の推移について 2 効果や高い利用率の支援策は 3 今後の主な支援策の動向について
	耕作放棄地対策 について	1 耕作放棄地の状況は、また優良な圃場での耕作放棄 地の状況、原因分析について（高齢化・担い手不足・ 収益性など） 2 耕作放棄させないための支援策について 3 新規就農者や認定農業者と地主とのマッチングにつ いて（農業委員会の役割）（農地バンク制度など） 4 荒廃してきた耕作放棄地の再生支援について 5 現状での支援策の内容は 6 新たな支援策について
	スマート農業支 援について	1 高齢化・担い手不足・省力化の対策としてスマート 農業が注目されているが、当町においても支援する考 えはないか。
	シルバー人材セ ンター設立につ いて	1 進捗状況について

報告第 7 号

松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率を裏面のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

松野町長 坂 本 浩

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	7.5 (25.0)	26.9 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため、比率の表示を「—」としている。
- (2) 括弧内の比率は、早期健全化基準である。

2 資金不足比率

(単位：％)

会計名	資金不足比率	備 考
簡易水道事業会計	— (20.0)	

備考

- (1) 資金不足比率は、資金不足額がないため、比率の表示を「—」としている。
- (2) 括弧内の比率は、経営健全化基準である。

令和6年度

松野町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

松野町監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく松野町健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和7年9月9日

松野町監査委員	榎	本	孝	幸
同	大	内	義	昭

令和6年度松野町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

1 審査対象等

審査に当たっては、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定が関係法令に沿って適正に行われているか。

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

を主眼として、関係書類を照査するとともに、関係課等の説明を聴取するなどの方法により、慎重に審査を行った。

2 審査期間 令和7年8月18日から同年8月26日まで

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

＜健全化判断比率の状況＞

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	7.5 (25.0)	26.9 (350.0)

注1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—」となっているのは、本町の各会計に係る実質収支額の合計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額がないことによるものである。

2 括弧内は早期健全化基準である。

＜資金不足比率の状況＞

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率
簡易水道事業会計	— (20.0)

注1 資金不足比率が算定されないことから、「—」と記載。

2 括弧内は経営健全化基準である。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率については、一般会計等において、前年度と同じく実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率については、各会計において、前年度と同じく連結実質赤字額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率については7.5%で、前年度に比べ0.6ポイント高くなっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

引き続き、町債発行の抑制等に取り組まれない。

(4) 将来負担比率

将来負担比率については26.9%で、前年度に比べ3.2ポイント低くなっており、早期健全化基準の350.0%は下回っている。

引き続き、将来的な財政負担となる町債残高等の減少に取り組まれない。

(5) 資金不足比率

資金不足比率については、簡易水道事業会計において、前年度と同じく資金不足額がないことから、算定されない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第 8 号

松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

松野町教育委員会教育長 三 好 秀 二

令和 7 年度（令和 6 年度対象）

教育に関する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価報告書



令和 7 年 9 月

松野町教育に関する事務の点検・評価委員会

教育に関する事務の点検及び評価について

1 評価委員会の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、松野町教育委員会が事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、そのことについて外部評価委員会が点検・評価を行って、報告書としてまとめる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

＜評価委員＞ 長谷 信昭
毛利 恭子
小野 榮子
谷口 清二

＜委員会の開催状況＞

第1回 令和7年7月17日（木）「執行状況の点検・評価について協議」

第2回 令和7年8月7日（木）「執行状況の点検・評価について協議」

第3回 令和7年8月21日（木）「評価についてまとめ」

2 評価基準

施策が計画どおり <u>達成している</u>
施策が計画どおり <u>概ね達成している</u>
計画は未達成だが <u>達成に向かって進んでいる</u>
達成できず <u>課題がある</u>

3 評価

教育委員会実施の自己点検・評価については、概ね適正であると考えます。

自己点検評価について、報告書のとおり評価と意見を申し上げます。

「ふるさと松野を守り育てることのできる子どもを育む」という基本理念に基づいた先進的で独創的な活動が展開されています。今後も一層地域との連携を深めながら、多様化する教育活動に対して、様々な世代が参加し学び合うことのできる機会の創出を望みます。

令和7年度(令和6年度対象)教育に関する事務の管理と執行状況の点検・評価

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
1 教育総務	○教育委員会の事務局として、定例会や総合教育会議を通常どおり開催することができた。 ○教育委員会活動の充実を図るため、フリースクール及び文化財の保存・活用に係る視察研修を実施した。 ○寄附金を活用した新たな子育て支援策として、「中学校卒業新生活応援金」制度を新設し、子育て世帯の負担軽減を図った。 ○人材育成基金事業として、中学生3名に対し、オーストラリアへの語学研修事業に係る助成を行った。	評価：達成している ○教育委員の視察研修の実施や応援金制度の創設は、先進的な取組として評価できる。 ○語学研修については、訪問先のさらに具体的な調査と把握が必要である。
2 学校教育の推進	○学校運営協議会を開催し、各学校の運営計画に対する委員の意見の集約や、学校運営状況等についての評価を受けた。 ○学校教育活動全般にわたり、学校支援ボランティアの支援を受けた。ボランティア登録数も49名から58名へと増加し、学校とボランティアの情報共有ツールとしてオープンチャットを積極的に活用した。 ○外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）を2名配置し、保育園への派遣や低学年からの交流活動を実施した。 ○地域資源を活用した郷土学習として、東小学校では「おくうち棚田学」、西小学校では「森の国山城学」を実施した。 ○子どもたちのチャレンジ精神の向上に資するため、漢字検定、算数検定、英語検定の初回検定料の公費負担を行った。中学生の英語検定に関しては、公費負担を2回まで行った。 ○企業版ふるさと納税や教育費寄附金の活用により、大型モニターをはじめとするICT機器を整備し、授業等で効果的に活用した。 ○平成12年に整備した学校給食共同調理場の老朽化に伴い、大規模改修工事を実施し、環境改善に努めた。	評価：概ね達成している ○学校運営協議会は、発足から4年が経過し、軌道に乗ってきたが、会設立の意義を深めるため、さらに進め方に工夫が必要である。 ○学校支援ボランティア登録者には、年齢層の偏りや活動に対する個々の捉え方に差が存在するようである。そのため、様々な世代が気軽に参加できるような仕組みづくりや周知方法の検討が必要である。 ○地域資源を活かした郷土学習は、今では学校の顔とも言うべき取組となっており、継続すべきである。

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
2 学校教育の推進（つづき）	○不登校対策の一環として、子ども家庭庁の「NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業」を実施し、子どもの社会的自立のほか、自己肯定感や自己有用感の向上を支援する方法を検証した。 ●登校や学習に不安を抱える児童生徒が増加傾向にあり、不登校又は不登校傾向にある児童生徒の居場所づくり、障がいの状態や特性に応じた個別指導への対応が急務となっている。 ◆不登校又は不登校傾向の児童生徒の居場所として、サポートルームの設置と障がいや特性に応じた個別指導の対応として、通級指導教室の設置を進める。	
3 生涯学習の推進	○松野中学校の第52期卒業生を対象とした成人式を、1月3日に役場庁舎において開催した。 ○庁舎や地区公民館における図書コーナーの充実並びに読み聞かせなどの読書活動の推進に努めた。なお、図書コーナーについては、リクエストBOXを設置することにより、利用者のニーズに沿った図書の充実に努めた。また、引き続き県立図書館の協力図書に取り組み、利用者の便益を図った。 ●公民館・分館事業については、参加者の減少が著しく、運営方法に課題があるため、簡素化や内容の充実など、既存事業の見直しが必要である。	評価：概ね達成している ○分館活動は、以前と同じような運営が困難になってきており、さらに各分館での活動状況にも差が認められるため、抜本的な見直しが急務である。 ○中央公民館と松丸地区公民館は、活動拠点が明確になっていない。コミュニティセンター等を活用し、行事予定等を表示すべきではないか。

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
4 生涯スポーツの推進	○まつの桃源郷マラソン大会については、本年度より通常開催で行い、904名のエントリーがあった。今後も持続可能で効果的な大会運営を目指す。 ○分館対抗スポーツフェスティバルは、実施時期を秋に変更し、4年ぶりに開催した。分館対抗レクバレーのほか、オープン参加でソフトボール、ニュースポーツ（モルック・グランドゴルフ）を行った。 ◆駅伝大会は、中学校から1チームがオープン参加し、7チームで開催することができた。今後も選手構成や区間等を工夫し、継続できるように努める。	評価：概ね達成している ○民間では3B体操の取組が盛んに行われており発展性が高い。町内には卓球やゴルフ等の愛好者も多いので、生涯スポーツの振興にも役立ててみてはどうか。
5 人権・同和教育の推進	○あおぞら子ども会では、引き続き地域の素材を活かした学びを深め、愛媛県人権教育協議会主催の「人権フォーラム」で実践報告を行った。 ○森の国人権の集いでは、あおぞら子ども会の活動報告のほか、「みんなで考える人権」をテーマとして、南予教育事務所社会教育主事と対談等を行った。 ●あおぞら子ども会を核とした人権・同和教育の推進を図るため、引き続き住民への啓発活動及び行政職員の研修を拡充する必要がある。	評価：概ね達成している ○あおぞら子ども会は、宿題の持ち寄りや人権講座を行う等充実した活動が行われている。 ○住民への啓発活動については、子どもたちの活動をもとに、大人の人権意識にも波及していくような具体的な改善方策を検討していく必要がある。 ○人権・同和教育は、これまでの歴史的な背景をしっかりと理解した上で、推進すべきである。

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
6 文化財保存活用 の推進	○文化財専門委員会の委員として、新たに町外在住の専門家1名を加え、指導体制の充実を図った。 ○奥内の棚田及び農山村景観について、ガイダンス施設整備に伴う用地公有化を進めることができた。 ○旧松丸街道の歴史的建造物を保存・活用し、地域活性化を図ることを目的に、「旧松丸街道魅力再発見支援事業」として、建造物の調査や活用を考えるワークショップのほか、まちづくり講演会を実施した。 ○町内の小学生を対象に郷土学習「森の国山城学」と「おくうち棚田学」を実施し、体験学習を通して地域の歴史文化に触れる機会になるとともに、郷土愛の醸成につながった。 ●史跡の維持管理について、現在、業者委託を中心に、年2回の草刈りを実施しているが、十分とは言えず、経費についても、物価高騰等により増加傾向で推移している。今後は業者委託に加え、森の国山城の会や一般参加者を募集し、草刈り作業を実施したい。 ●専門職員の不足から史跡河後森城跡の発掘調査成果の整理・総括が遅延しており、今後の各種計画の作成に向け作業の円滑な推進が必要となっている。 ◆文化財の学術的な調査成果については、より分かりやすい形で価値を伝えていくための継続的な取組が必要である。	評価：概ね達成している ○史跡の維持管理には多大な経費を要しているが、専門家による検証をもとに、残していく価値を伝えていくことが重要である。 ○文化財の価値の伝達には、若い力の活用や、絵本等様々な媒体による周知方法を検討する必要がある。 ○五つ鹿踊りをはじめとする伝統行事の伝承が危ぶまれている状況であるため、映像等による記録化や祭礼の意義を学ぶための教育活動の推進が必要ではないか。

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題） ◆改善方策	評 価 ○評価委員の意見
7 文化行政の推進	○森の国文化祭の開催にあたり、展示部門では、新たにパネルを購入し、作品展や教育文化展等を行った。 また、芸能部門では、演劇等の特別出演もあり、文化活動に親しむ機会を提供することができた。 ●文化協会では、会員の減少が問題となっているため、会の活動や魅力を積極的に発信するなど、周知活動を強化することにより、団体の活性化に努めたい。 ○第71回不器男忌俳句大会を開催し、一般部門693句、高校生部門101句、中学生部門305句、小学生高学年部門538句、小学生低学年以下部門505句の投句を得た。当日は落語を交えた講演会のほか、各部門の句評、表彰等を実施した。 ○不器男記念館・目黒ふるさと館を中心に、町内外の観光施設と連携し、「四万十街道ひなまつり」を実施した。不器男記念館では、ガラス製雛人形、打掛、保育園児の手作り雛人形等の展示、目黒ふるさと館では、明治、大正、昭和、平成の雛人形の展示を行った。 ○不器男記念館では、専門家に活用企画業務を委託し、館内所蔵資料の調査・研究をはじめ、講座開催や来館者対応などの普及・啓発活動を行った。また、令和6年度から新たに俳句の小径の句碑めぐりイベントも実施した。 ○NHK番組において、目黒山形関係資料がテーマとして取り上げられ、目黒山の山境争いや目黒山形について全国的に周知された。	評価：概ね達成している ○文化祭の開催は、作品展や芸能を通して広く文化に触れ合う機会を提供しているが、さらに多様な参加を得ることで一層の活性化に努めてほしい。 ○NHK番組の放送により、目黒ふるさと館や目黒山形関係資料についての全国的な周知が行われており、評価できる。

議案第58号

松野町コミュニティバス運行条例の制定について

松野町コミュニティバス運行条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和7年10月から実証を開始するコミュニティバスのデマンド運行に対応するため、必要な改正を行うもの。

松野町コミュニティバス運行条例

松野町コミュニティバス運行条例（平成16年条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地域住民の移動手段を確保し、生活の利便性の向上を図るとともに、持続可能な地域公共交通の維持及び発展に寄与するため、松野町コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の運行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定時定路線型コミュニティバス 町が道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定による国土交通大臣の登録を受けて行う自家用有償旅客運送であつて、運行路線及び停留所を定めて定期的に運行するものをいう。
- (2) デマンド型コミュニティバス 町が法第79条の規定による国土交通大臣の登録を受けて行う自家用有償旅客運送であつて、運行区域内を予約に応じて運行するものをいう。
- (3) 利用者 コミュニティバスを利用する者をいう。

（運行区間）

第3条 コミュニティバスの運行区間は、国土交通大臣の登録を受けた区間とする。

（運行業務の委託）

第4条 町長は、コミュニティバスの運行に関する業務の一部を委託することができる。

（運賃）

第5条 コミュニティバスの運賃は、別表第1に定めるとおりとし、利用者は、コミュニティバスに乗車するときに支払うものとする。ただし、利用者に同伴する6歳未満の幼児（1人に限る。）は、無賃とする。

2 定期乗車券によりコミュニティバスを利用する場合の運賃は、別表第2に定めるとおりとし、定期乗車券の発行を受けるときに支払うものとする。

（運賃の減免）

第6条 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、運賃を減額し、又は免除することができる。

（町の責務）

第7条 町長は、コミュニティバスの運行が地域住民の生活に不可欠な公共交通であることを認識し、その安定的かつ継続的な運行を確保するため、必要な施策を講ずるものとする。

（利用者の責務）

第8条 利用者は、コミュニティバス乗務員が安全確保のために行う職務上の指示に従わなければならない。

2 利用者が故意又は過失によりコミュニティバス及びその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、利用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、コミュニティバスの運行、利用等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条、別表第1及び別表第2の規定は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の公布の日から令和7年9月30日までの間、コミュニティバスの運賃は、改正前の松野町コミュニティバス運行条例第4条に規定する運賃の例による。

別表第1（第5条関係）

区分	利用者	運賃
定時定路線型コミュニティバス	一般	200円
	高齢者（65歳以上）	100円
	中学生以下	
	障がい者	
デマンド型コミュニティバス	一般	500円
	高齢者（65歳以上）	300円
	中学生以下	200円
	障がい者	

備考 この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省児発第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

別表第2（第5条関係）

区分	利用者	運賃
デマンド型コミュニティバス	一般	4,000円（1箇月分）
	高齢者（65歳以上）	3,000円（1箇月分）
	中学生以下	
	障がい者	

令和7年度松野町一般会計補正予算（第3号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 債務負担行為補正
- 4 地方債補正
- 5 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第 59 号

令和 7 年度松野町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度松野町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 73, 024 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 376, 074 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 9 日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 7年度松野町一般会計予算に関する説明書
第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		2, 1 8 0, 0 0 0	△ 4 0, 2 0 5	2, 1 3 9, 7 9 5
	1. 地方交付税	2, 1 8 0, 0 0 0	△ 4 0, 2 0 5	2, 1 3 9, 7 9 5
13. 使用料及び手数料		4 4, 5 1 4	8 0 0	4 5, 3 1 4
	1. 使用料	3 3, 0 6 2	8 0 0	3 3, 8 6 2
14. 国庫支出金		3 9 9, 4 4 4	3 8, 8 6 5	4 3 8, 3 0 9
	2. 国庫補助金	2 5 1, 4 6 8	3 8, 8 6 5	2 9 0, 3 3 3
15. 県支出金		3 0 0, 3 4 5	1, 0 4 8	3 0 1, 3 9 3
	2. 県補助金	1 9 1, 9 2 3	1, 0 4 8	1 9 2, 9 7 1
17. 寄附金		2 1, 7 3 0	5, 0 0 0	2 6, 7 3 0
	1. 寄附金	2 1, 7 3 0	5, 0 0 0	2 6, 7 3 0
19. 繰越金		2 2, 6 8 6	4 7, 9 1 6	7 0, 6 0 2
	1. 繰越金	2 2, 6 8 6	4 7, 9 1 6	7 0, 6 0 2
20. 諸収入		7 1, 3 1 1	2, 0 0 0	7 3, 3 1 1
	3. 貸付金元利収入	1 2, 3 0 0	2, 0 0 0	1 4, 3 0 0
21. 町債		4 9 1, 3 0 0	1 7, 6 0 0	5 0 8, 9 0 0
	1. 町債	4 9 1, 3 0 0	1 7, 6 0 0	5 0 8, 9 0 0
歳 入 合 計		4, 3 0 3, 0 5 0	7 3, 0 2 4	4, 3 7 6, 0 7 4

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		1, 0 9 3, 3 3 3	1 6, 8 4 1	1, 1 1 0, 1 7 4
	1. 総務管理費	1, 0 1 5, 0 4 5	1 6, 8 4 1	1, 0 3 1, 8 8 6
3. 民生費		1, 0 1 0, 4 7 6	2 7, 0 7 4	1, 0 3 7, 5 5 0
	1. 社会福祉費	7 9 0, 2 6 8	1 8, 4 7 2	8 0 8, 7 4 0
	2. 児童福祉費	2 2 0, 2 0 6	8, 6 0 2	2 2 8, 8 0 8
7. 商工費		1 5 8, 9 3 9	2, 0 0 0	1 6 0, 9 3 9
	1. 商工費	1 5 8, 9 3 9	2, 0 0 0	1 6 0, 9 3 9
9. 消防費		6 5, 6 2 7	6, 1 8 7	7 1, 8 1 4
	1. 消防費	6 5, 6 2 7	6, 1 8 7	7 1, 8 1 4
10. 教育費		3 8 1, 1 0 9	2 0, 9 2 2	4 0 2, 0 3 1
	2. 小学校費	4 5, 6 0 7	4, 7 4 1	5 0, 3 4 8
	3. 中学校費	2 9, 9 4 3	3 2 6	3 0, 2 6 9
	4. 社会教育費	9 0, 2 5 0	1 5, 8 5 5	1 0 6, 1 0 5
歳 出 合 計		4, 3 0 3, 0 5 0	7 3, 0 2 4	4, 3 7 6, 0 7 4

令和 7年度
追加

第 2 表 債務負担行為補正 (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
重要文化的景観ガイダンス施設整備事業工事監理委託料	令和 8年度	3, 832
重要文化的景観ガイダンス施設整備事業工事請負費	令和 8年度	95, 713

令和 7年度
変 更

第 3 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債（ハード事業分）	2 2 1, 1 0 0	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 、又は繰上償還 もしくは低利に 借換えすること ができる。	2 3 2, 6 0 0	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 、又は繰上償還 もしくは低利に 借換えすること ができる。
緊急防災・減災事業債	8 2, 0 0 0				8 8, 1 0 0			

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税	2, 1 8 0, 0 0 0	△ 4 0, 2 0 5	2, 1 3 9, 7 9 5
13. 使用料及び手数料	4 4, 5 1 4	8 0 0	4 5, 3 1 4
14. 国庫支出金	3 9 9, 4 4 4	3 8, 8 6 5	4 3 8, 3 0 9
15. 県支出金	3 0 0, 3 4 5	1, 0 4 8	3 0 1, 3 9 3
17. 寄附金	2 1, 7 3 0	5, 0 0 0	2 6, 7 3 0
19. 繰越金	2 2, 6 8 6	4 7, 9 1 6	7 0, 6 0 2
20. 諸収入	7 1, 3 1 1	2, 0 0 0	7 3, 3 1 1
21. 町債	4 9 1, 3 0 0	1 7, 6 0 0	5 0 8, 9 0 0
歳 入 合 計	4, 3 0 3, 0 5 0	7 3, 0 2 4	4, 3 7 6, 0 7 4

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	1,093,333	16,841	1,110,174	10,946		800	5,095
3. 民生費	1,010,476	27,074	1,037,550	16,425	8,600		2,049
7. 商工費	158,939	2,000	160,939			2,000	
9. 消防費	65,627	6,187	71,814		6,100		87
10. 教育費	381,109	20,922	402,031	12,542	2,900	5,000	480
歳 出 合 計	4,303,050	73,024	4,376,074	39,913	17,600	7,800	7,711

2. 歳 入

10 款 地方交付税				1 項 地方交付税		(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	2, 180, 000	△40, 205	2, 139, 795	1. 地方交付税	△40, 205	・ 普通交付税 △45, 370 ・ 特別交付税 5, 165
計	2, 180, 000	△40, 205	2, 139, 795			
10 款合計	2, 180, 000	△40, 205	2, 139, 795			

13 款 使用料及び手数料				1 項 使用料	
1. 総務使用料	1, 172	800	1, 972	3. コミュニティバス使用料	800
計	33, 062	800	33, 862		
13 款合計	44, 514	800	45, 314		

14 款 国庫支出金				2 項 国庫補助金	
1. 総務費国庫補助金	102, 515	9, 994	112, 509	6. コミュニティバス運行費補助金	9, 994
2. 民生費国庫補助金	54, 204	16, 425	70, 629	2. 障害者福祉費補助金	342
				5. 社会福祉総務費補助金	16, 083
6. 教育費国庫補助金	4, 166	12, 446	16, 612	4. 文化振興費補助金	10, 115
				8. 中学校学校管理費補助金	2, 331
計	251, 468	38, 865	290, 333		

14 款 国庫支出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
14 款合計	399,444	38,865	438,309			

15 款 県支出金

2 項 県補助金

1. 総務費県補助金	7,509	952	8,461	1. 企画費補助金	952	・新モビリティサービス導入促進事業費補助金 952
6. 教育費県補助金	9,354	96	9,450	3. 文化振興費補助金	96	・文化財保存顕彰事業費補助金 96
計	191,923	1,048	192,971			
15 款合計	300,345	1,048	301,393			

17 款 寄附金

1 項 寄附金

3. 教育費寄附金	200	5,000	5,200	1. 事務局費寄附金	5,000	・事務局費寄附金 5,000
計	21,730	5,000	26,730			
17 款合計	21,730	5,000	26,730			

19 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	22,686	47,916	70,602	1. 前年度繰越金	47,916	・前年度繰越金 47,916
計	22,686	47,916	70,602			
19 款合計	22,686	47,916	70,602			

20 款 諸収入

3 項 貸付金元利収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 貸付金元利収入	12, 300	2, 000	14, 300	1. 貸付金元利収入	2, 000	・ 中小企業振興資金融資預託金 2, 000
計	12, 300	2, 000	14, 300			
20 款合計	71, 311	2, 000	73, 311			

21 款 町債

1 項 町債

1. 過疎対策事業債	325, 900	11, 500	337, 400	1. 過疎対策事業債	11, 500	・ 過疎対策事業債（ハード事業分） 11, 500
4. 緊急防災・減災事業債	82, 000	6, 100	88, 100	1. 緊急防災・減災事業債	6, 100	・ 緊急防災・減災事業債 6, 100
計	491, 300	17, 600	508, 900			
21 款合計	491, 300	17, 600	508, 900			

歳入合計	4, 303, 050	73, 024	4, 376, 074			
------	-------------	---------	-------------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	404,787	605	405,392				605	12. 委託料	605	・ 公文書廃棄委託料 605
7. 企画費	324,485	700	325,185	952			△252	18. 負担金、補助及び交付金	700	・ 協働のまちづくり事業補助金 700
15. コミュニティバス運行費	9,469	15,536	25,005	9,994		800	4,742	10. 需用費	1,790	・ 燃料費 1,790
								12. 委託料	13,746	・ 自動車運転委託料 11,697 ・ 予約受付業務委託料 2,049
計	1,015,045	16,841	1,031,886	10,946		800	5,095			
2 款合計	1,093,333	16,841	1,110,174	10,946		800	5,095			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	105,991	16,083	122,074	16,083				10. 需用費	39	・ 消耗品費 39
								11. 役務費	212	・ 通信運搬費 163 ・ 口座振込手数料 49
								12. 委託料	1,862	・ 定額減税補足給付金システム構築委託料 1,862
								18. 負担金、補助及び交付金	13,970	・ 定額減税補足給付金 13,970
4. 障害者福祉費	209,263	2,389	211,652	342			2,047	12. 委託料	687	・ 障害福祉システム改造委託料 687

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 障害者福祉費								22. 償還金、利子及び割引料	1, 702	・ 障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 530 ・ 障害児入所給付費国庫負担金返還金 679 ・ 障害者医療費国庫負担金返還金 479 ・ 障害者総合支援事業費補助金返還金 14
計	790, 268	18, 472	808, 740	16, 425			2, 047			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

3. 保育所費	135,275	8,602	143,877		8,600		2	12. 委託料	352	・ 工事監理委託料 352
								14. 工事請負費	8,250	・ 工事請負費 8,250
計	220,206	8,602	228,808		8,600		2			
3 款合計	1,010,476	27,074	1,037,550	16,425	8,600		2,049			

7 款 商工費

1 項 商工費

2. 商工振興費	25,770	2,000	27,770			2,000		23. 投資及び出資金	2,000	・ 中小企業振興資金預託金 2,000
計	158,939	2,000	160,939			2,000				
7 款合計	158,939	2,000	160,939			2,000				

9 款 消防費

1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
4. 災害対策費	9,638	6,187	15,825		6,100		87	12. 委託料	6,187	・被災者支援連携システム構築委託料	6,187
計	65,627	6,187	71,814		6,100		87				
9 款合計	65,627	6,187	71,814		6,100		87				

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	38,834	3,017	41,851			3,000	17	17. 備品購入費	3,017	・管理用備品購入費 3,017
2. 教育振興費	6,773	1,724	8,497			1,700	24	17. 備品購入費	1,724	・教材備品購入費 1,724
計	45,607	4,741	50,348			4,700	41			

10 款 教育費

3 項 中学校費

1. 学校管理費	21,202	0	21,202	2,331	△2,400		69			・財源振替
2. 教育振興費	8,741	326	9,067			300	26	17. 備品購入費	326	・教材備品購入費 326
計	29,943	326	30,269	2,331	△2,400	300	95			

10 款 教育費

4 項 社会教育費

6. 文化振興費	53,108	15,855	68,963	10,211	5,300		344	7. 報償費	345	・文化的景観保護推進事業報償費 345
								10. 需用費	4	・消耗品費 4
								12. 委託料	915	・工事監理委託料 624

10 款 教育費

4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
6. 文化振興費								12. 委託料		・ 文化財調査委託料 291
								14. 工事請負費	14, 591	・ 工事請負費 14, 591
計	90, 250	15, 855	106, 105	10, 211	5, 300		344			
10 款合計	381, 109	20, 922	402, 031	12, 542	2, 900	5, 000	480			

歳出合計	4, 303, 050	73, 024	4, 376, 074	39, 913	17, 600	7, 800	7, 711			
------	-------------	---------	-------------	---------	---------	--------	--------	--	--	--

令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第60号

令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度松野町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ543,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 7年度松野町国民健康保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		2	5, 3 0 4	5, 3 0 6
	1. 国庫補助金	2	5, 3 0 4	5, 3 0 6
歳 入 合 計		5 3 7, 8 0 0	5, 3 0 4	5 4 3, 1 0 4

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		22,387	5,304	27,691
	1. 総務管理費	13,797	5,304	19,101
歳 出 合 計		537,800	5,304	543,104

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金	2	5, 3 0 4	5, 3 0 6
歳 入 合 計	5 3 7, 8 0 0	5, 3 0 4	5 4 3, 1 0 4

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	22,387	5,304	27,691	5,304			
歳 出 合 計	537,800	5,304	543,104	5,304			

2. 歳 入

3 款 国庫支出金			1 項 国庫補助金			(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 子ども・子育て支援事業費補助金	0	5,304	5,304	1. 子ども・子育て支援事業費補助金	5,304	・ 子ども・子育て支援事業費補助金 5,304
計	2	5,304	5,306			
3 款合計	2	5,304	5,306			

歳入合計	537,800	5,304	543,104			
------	---------	-------	---------	--	--	--

1. 款 総務費

国保

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	13, 271	5, 304	18, 575	5, 304				12. 委託料	5, 304	・ 国民健康保険システム改造委託料 5, 304
計	13, 797	5, 304	19, 101	5, 304						
1 款合計	22, 387	5, 304	27, 691	5, 304						

歳出合計	537, 800	5, 304	543, 104	5, 304						
------	----------	--------	----------	--------	--	--	--	--	--	--

令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第61号

令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）

令和7年度松野町の国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ884千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308,884千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		1	2 7 1	2 7 2
	1. 国庫補助金	1	2 7 1	2 7 2
7. 繰越金		9 0 3	6 1 3	1, 5 1 6
	1. 繰越金	9 0 3	6 1 3	1, 5 1 6
歳 入 合 計		3 0 8, 0 0 0	8 8 4	3 0 8, 8 8 4

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 医業費		5 0 , 8 8 6	8 8 4	5 1 , 7 7 0
	1. 医業費	3 4 , 4 9 5	8 8 4	3 5 , 3 7 9
歳 出 合 計		3 0 8 , 0 0 0	8 8 4	3 0 8 , 8 8 4

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金	1	2 7 1	2 7 2
7. 繰越金	9 0 3	6 1 3	1, 5 1 6
歳 入 合 計	3 0 8, 0 0 0	8 8 4	3 0 8, 8 8 4

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 医業費	50,886	884	51,770	271			613
歳 出 合 計	308,000	884	308,884	271			613

2. 歳 入

3 款 国庫支出金				1 項 国庫補助金		(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 国庫補助金	1	271	272	1. 現年分	271	・ 電子処方箋管理サービス等関係補助金 271
計	1	271	272			
3 款合計	1	271	272			

7 款 繰越金				1 項 繰越金		
1. 繰越金	903	613	1, 516	1. 前年度繰越金	613	・ 前年度繰越金 613
計	903	613	1, 516			
7 款合計	903	613	1, 516			

歳入合計	308, 000	884	308, 884			
------	----------	-----	----------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 医業費

1 項 医業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 医療用機械 器具費	12,850	884	13,734	271			613	12. 委託料	884	・ 電子処方箋管理サービス導入委託料 851 ・ 電子処方箋管理サービス保守委託料 33
計	34,495	884	35,379	271			613			
2 款合計	50,886	884	51,770	271			613			

歳出合計	308,000	884	308,884	271			613			
------	---------	-----	---------	-----	--	--	-----	--	--	--

令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第62号

令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度松野町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,494千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ789,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 7年度松野町介護保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		2 0 6 , 2 0 4	5 2 1	2 0 6 , 7 2 5
	2. 国庫補助金	8 9 , 4 8 8	5 2 1	9 0 , 0 0 9
8. 繰越金		1	4 3 , 9 7 3	4 3 , 9 7 4
	1. 繰越金	1	4 3 , 9 7 3	4 3 , 9 7 4
歳 入 合 計		7 4 5 , 5 0 0	4 4 , 4 9 4	7 8 9 , 9 9 4

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 基金積立金		9 2	1 8, 4 0 4	1 8, 4 9 6
	1. 基金積立金	9 2	1 8, 4 0 4	1 8, 4 9 6
7. 諸支出金		1	2 6, 0 9 0	2 6, 0 9 1
	1. 償還金及び還付加算金	1	2 6, 0 9 0	2 6, 0 9 1
歳 出 合 計		7 4 5, 5 0 0	4 4, 4 9 4	7 8 9, 9 9 4

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金	2 0 6 , 2 0 4	5 2 1	2 0 6 , 7 2 5
8. 繰越金	1	4 3 , 9 7 3	4 3 , 9 7 4
歳 入 合 計	7 4 5 , 5 0 0	4 4 , 4 9 4	7 8 9 , 9 9 4

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 基金積立金	92	18,404	18,496	521		17,883	
7. 諸支出金	1	26,090	26,091			26,090	
歳 出 合 計	745,500	44,494	789,994	521		43,973	

2. 歳 入

3 款 国庫支出金				2 項 国庫補助金		(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業）	6,133	521	6,654	2. 過年度分	521	・ 過年度分 521
計	89,488	521	90,009			
3 款合計	206,204	521	206,725			

8 款 繰越金				1 項 繰越金		
1. 繰越金	1	43,973	43,974	1. 前年度繰越金	43,973	・ 前年度繰越金 43,973
計	1	43,973	43,974			
8 款合計	1	43,973	43,974			

歳入合計	745,500	44,494	789,994			
------	---------	--------	---------	--	--	--

3. 歳 出

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 介護給付費 準備基金積 立金	92	18,404	18,496	521		17,883		24. 積立金	18,404	・ 介護保険介護給付費準備基金積立金 18,404
計	92	18,404	18,496	521		17,883				
5 款合計	92	18,404	18,496	521		17,883				

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

1. 償還金	1	26,090	26,091			26,090		22. 償還金、利子及び割引料	26,090	・ 介護給付費国庫負担金返還金 17,729 ・ 地域支援事業（介護予防・総合事業）支払基金交付金返還金 630 ・ 地域支援事業（介護予防・総合事業）県費交付金返還金 99 ・ 低所得者保険料軽減国庫負担金返還金 145 ・ 地域支援事業（介護予防・総合事業以外）国庫交付金返還金 28 ・ 地域支援事業（介護予防・総合事業以外）県費交付金返還金 49 ・ 介護給付費支払基金交付金返還金 7,410
計	1	26,090	26,091			26,090				
7 款合計	1	26,090	26,091			26,090				

歳出合計	745,500	44,494	789,994	521		43,973				
------	---------	--------	---------	-----	--	--------	--	--	--	--

令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第63号

令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度松野町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 国庫支出金		0	1, 7 9 2	1, 7 9 2
	1. 国庫補助金	0	1, 7 9 2	1, 7 9 2
歳 入 合 計		8 0, 7 0 0	1, 7 9 2	8 2, 4 9 2

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		1 3 7	1, 7 9 2	1, 9 2 9
	1. 総務管理費	1 3 5	1, 7 9 2	1, 9 2 7
歳 出 合 計		8 0, 7 0 0	1, 7 9 2	8 2, 4 9 2

1. 総 括

I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
6. 国庫支出金	0	1, 7 9 2	1, 7 9 2
歳 入 合 計	8 0, 7 0 0	1, 7 9 2	8 2, 4 9 2

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	137	1,792	1,929	1,792			
歳 出 合 計	80,700	1,792	82,492	1,792			

2. 歳 入

6 款 国庫支出金			1 項 国庫補助金			(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 子ども・子育て支援事業費補助金	0	1,792	1,792	1. 子ども・子育て支援事業費補助金	1,792	・ 子ども・子育て支援事業費補助金 1,792
計	0	1,792	1,792			
6 款合計	0	1,792	1,792			

歳入合計	80,700	1,792	82,492			
------	--------	-------	--------	--	--	--

1. 款 総務費

後期高齢

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	135	1,792	1,927	1,792				12. 委託料	1,792	・ 後期高齢者医療システム改造委託料 1,792
計	135	1,792	1,927	1,792						
1 款合計	137	1,792	1,929	1,792						

歳出合計	80,700	1,792	82,492	1,792						
------	--------	-------	--------	-------	--	--	--	--	--	--

決 算 審 議 要 領

順序	区 分	内 容	備 考
1	提 案	全会計一括提案説明	町 長
2	説 明	全会計歳入歳出総括説明	会計管理者兼 出 納 室 長
3	審査報告	決算審査報告	代表監査委員
4	質 疑	全会計を通して総括質疑（会計別）	
5	付 託	各常任委員会に付託の上、最終日に採決	

認定第 1 号

令和 6 年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度松野町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 2 号

令和 6 年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 3 号

令和 6 年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 4 号

令和 6 年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 5 号

令和 6 年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 6 号

令和 6 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

松野町長 坂 本 浩

認定第 7 号

令和 6 年度松野町簡易水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度松野町簡易水道事業会計決算、及び同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度松野町簡易水道事業会計の剰余金の処分について別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 7 年 第 3 回 松野町議会定例会

委員会付託表

総務常任委員会
○ 認定第 1 号 ○ 認定第 2 号 ○ 認定第 3 号 ○ 認定第 4 号 ○ 認定第 5 号 ○ 認定第 6 号 ○ 認定第 7 号